第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月２日
担　当　課	文化財保存活用課

契約業者名・住所	株式会社湯浅建設　千葉県松戸市日暮５丁目２５番地
工事等の名称	令和８年５月４日倒木除去対応
工事等の場所	松戸市五香８丁目３７－１地先
種　別	委託
工事等期間	契約締結日から令和８年５月１１日まで
契約金額	４４０，０００円（税込）
工事等の概要	強風により倒木した野馬除土手の樹木に対する緊急除去
随意契約の理由	令和８年５月３日深夜から５月４日未明にかけての強風で、当課の管理する市指定文化財の小金牧五香六実野馬除土手（五香八丁目３１-１ほか）に生える樹木から、二股に分かれた幹が裂け倒れる事案が発生した。倒木した幹は、野馬除土手の北側脇を通る道路を塞ぐ形で倒れたため、車両と通行人の交通が困難となった。そのため、緊急対応として市道路維持課が株式会社湯浅建設に連絡を取り、倒木の除去作業を行った。本事案は、当課の管理する土地に生える植栽が強風により倒木したことが原因のため、倒木の除去対応については、当課が処理することとなる。 　以上の経緯を踏まえ、本事案は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号の規定を適用し随意契約とし、株式会社湯浅建設を契約相手方として選定するものである。